

相模原商工会議所青年部キャラクター着ぐるみ「てるて姫」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相模原商工会議所青年部（以下「相模原 YEG」という。）キャラクター着ぐるみ「てるて姫」（以下「てるて姫」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用基準)

第2条 「てるて姫」は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、必要な申請を経て使用することができる。

- (1) 相模原 YEG 及び相模原商工会議所の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標若しくは意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 反社会的勢力、又は反社会的勢力と関係があると認められるとき。
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (6) その他相模原 YEG 会長が使用について適当でないとき。

(使用申請等)

第3条 「てるて姫」を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「てるて姫」使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を使用予定日から遡って30日以上前に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 相模原 YEG 会長が認めるとき。

(使用承認等)

第4条 相模原 YEG 会長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を会議にて審査し、使用を承認するときは、申請者に「てるて姫」使用承認通知書（第2号様式。以下「使用承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、相模原 YEG 会長は、使用条件を付することができる。

2 相模原 YEG 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に「てるて姫」使用不承認通知書（第3号様式。以下「使用不承認通知書」という。）により通知するものとする。またその理由については開示しない。

(使用料)

第5条 「てるて姫」の使用料は、別表1に定めるとおりとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 「てるて姫」の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、相模原 YEG 会長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「てるて姫」使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、使用すること。
- (4) 「てるて姫」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 風雨にさらされる場合又はさらされる恐れがある場合、使用を中止すること。
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、再度その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し)

第8条 相模原 YEG 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を如何なる場合にあっても即時取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 天変地異の発生、その他「てるて姫」状態により貸し出しが不相当と判断される時。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相模原 YEG 会長が不相当と認めるとき。

2 相模原 YEG 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、「てるて姫」の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により「てるて姫」の使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、相模原 YEG はその責めを負わない。その損害については使用者が全額負担するものとする。

2 使用者が「てるて姫」の使用、管理によって、自身に対して損害又は損失を負った場合でも、相模原 YEG は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。使用者の責任においてこれを解決する。

3 使用者が「てるて姫」の使用、管理によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、相模原 YEG は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。使用者の責任においてこれを解決する。

4 使用者は「てるて姫」の使用、管理によって、相模原 YEG に相模原 YEG 及び相模原商工会議の名誉を傷つけたと判断される場合その損害について、無制限に責任を負う。

5 使用者は「てるて姫」の使用、管理によって、「てるて姫」を破損した場合、その補修にかかる全額を負担する。

(宣誓)

第10条 使用者は使用承認申請書の提出をもって、この要綱の全文に同意するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「てるて姫」の取扱いについて必要な事項は、相模原 YEG 会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

相模原商工会議所青年部キャラクター着ぐるみ「てるて姫」の使用料について

使用者は、次の区分に基づいて使用料を負担する。

(1) 相模原商工会議所会員

<貸出の場合>

区分	使用料
区分 1	5,000円/1日

<出演（演者を青年部員が行う）の場合>

区分	使用料
区分 2	10,000円/1日

※使用料の請求は、別途請求書をもって行わせていただきます。使用日までにお支払いが確認できない場合は、使用承認済みであっても使用できない場合がございます。

※使用料は「てるて姫」管理維持費（クリーニング代、メンテナンス代、他）に充当させていただきます。また、出演の場合は、会場までの交通費等に充当させていただきます。